

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	宝ホールディングス株式会社			コード	2531
提出日	2021/5/28	異動（予定）日	2021/6/29		
独立役員届出書の提出理由	2021年6月29日開催予定の当社第110回定時株主総会において、社外役員の選任（再任を含む。）議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	吉田 寿彦	社外取締役	○													○		有
2	友常 理子	社外取締役	○													○		有
3	川上 智子	社外取締役	○													○		有
4	山中 俊人	社外監査役	○							△							指定	有
5	松永 諭	社外監査役															新任	
6	北井 久美子	社外監査役	○										△				訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		吉田寿彦氏の社外取締役としての選任理由は、国税庁等において要職を歴任しており、これまでの職歴などを通じた税務等に関する豊富な経験と実績および高い見識が、当社の経営体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」（後記「4. 補足説明」参照）により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を備えた者であると判断しております。したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。
2		友常理子氏の社外取締役としての選任理由は、弁護士として、これまでの職歴などを通じた企業法務等に関する豊富な経験と実績および高い見識が、当社の経営体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」（後記「4. 補足説明」参照）により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を備えた者であると判断しております。したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。
3		川上智子氏の社外取締役としての選任理由は、早稲田大学等において要職を歴任しており、これまでの職歴などを通じた経営学およびマーケティング等に関する豊富な経験と実績および高い見識が、当社の経営体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」（後記「4. 補足説明」参照）により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を備えた者であると判断しております。したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。
4	山中俊人氏は、当社の事業報告において「主要な借入先」として記載している株式会社みずほ銀行（ただし、借入額は当社の連結総資産の2％未満）の業務執行者であったことがありますが、2013年6月に同行を退職しており、右記のとおり当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。	山中俊人氏の社外監査役としての選任理由は、株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行において要職を歴任しており、これまでの職歴などを通じた業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見および高い見識が、当社の監査体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」（後記「4. 補足説明」参照）により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を備えた者であると判断しております。したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。
5		松永 諭氏の社外監査役としての選任理由は、農林中央金庫において要職を歴任しており、これまでの職歴などを通じた業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見および高い見識が、当社の監査体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。また、同氏は、当社の事業報告において「主要な借入先」として記載している農林中央金庫（ただし、借入額は当社の連結総資産の2％未満）の業務執行者でありましたが、これ以外に当社の定める「社外役員の独立性判断基準」（後記「4. 補足説明」参照）に抵触する事項はありません。なお、同氏は、2021年6月28日をもって同金庫を退職する予定であります。
6	北井久美子氏は、2014年6月までTMI総合法律事務所の顧問弁護士でありました。当社は、同法律事務所他の弁護士に対して企業法務に関する法律相談等を行うことがありますが、同法律事務所との間で顧問契約は締結しておらず、同法律事務所と当社との間の取引の規模は僅少なものであります（最近の過去5期における取引額：2021年3月期 5百万円未満、2020年3月期 2百万円未満、2019年3月期 0円、2018年3月期 0円、2017年3月期 3百万円未満）。	北井久美子氏の社外監査役としての選任理由は、厚生労働省等において要職を歴任しており、これまでの職歴などを通じた労働法制等に関する豊富な経験と実績および高い見識が、当社の監査体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」（後記「4. 補足説明」参照）により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を備えた者であると判断しております。したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。

4. 補足説明

当社の定める「社外役員の独立性判断基準」は、次のとおりであります。

当社は、社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）のうち、以下の各要件のすべてを満たす場合には、当社からの独立性を有している者と判断する。

1. 現在および過去のいずれの時点においても、次の要件を満たすこと。
 当社、当社の子会社または関連会社（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でないこと。
2. 現在および過去5年間に於いて、次のすべての要件を満たすこと。
 - (1) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する会社その他の団体またはその業務執行者でないこと。
 - (3) 当社グループの主要な取引先である者（当社グループとの取引額が、当社の一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (4) 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループとの取引額が、自らの一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (5) 当社グループの主要な借入先（当社グループの借入金残高が、当社の連結総資産の2%以上の借入先をいう。ただし、これに該当しない場合であっても、当社の事業報告等において「主要な借入先」として記載する借入先については、当社グループの主要な借入先に該当するものとみなす。）またはその業務執行者でないこと。
 - (6) 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門サービス提供者（法人その他の団体であるときはそれに所属して当該サービスを提供する者）でないこと。
 - (7) 当社グループの会計監査人（法人であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
 - (8) 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者（法人その他の団体であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
 - (9) 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が当社グループ以外の会社の社外役員であり、かつ、当該当社グループ以外の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。）となる会社の業務執行者でないこと。
 - (10) 近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）が、当社グループの業務執行者（使用人にあつては部長に相当する役職以上の者に限る。）でなく、かつ、上記（1）から（9）までに掲げる者（会社の業務執行者のうち使用人にあつては部長に相当する役職以上の者に限り、会社以外の団体に所属する者にあつては重要な業務を執行する者に限る。）でないこと。
3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。